

官報

号外 昭和二十三年十一月十四日

○第三回衆議院會議錄第十一号

昭和二十三年十一月十三日(土曜日)

議事日程 第十号

午後一時開議

一 國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑 (前会の續)

第一 内閣總理大臣の施政方針の演説に關する決議案(細川廣元君外七名提出)

(委員會審査省略要求事件)

第二 國際電氣通信條約に加入することについて承認を求めるの件

●本日の會議に付した事件

一 國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

午後四時五分開議

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 辻井民之助君より、議事進行に關し発言を求められております。これを許します。辻井民之助君。

〔辻井民之助君登壇〕

○辻井民之助君 私、野党側を代表いたしまして、議事進行に關して発言をいたしたいと考えます。

政府は、本臨時國會の壁頭にあたりまして、公務員法改正案の審議を十五日までに終了するようにという強硬な申入れを行つておるのであります。さらにまた、先般の本院におきまして、わが党の吉川君の質問に對しまして、吉田總理は、もし公務員法の改正案の審議において引延し戦術に出るような場合があるならば、断固たる態度に出るというような意味の発言をいたしておるのであります。あたかも公務員法改正案に對して、われわれ野党が初めから引延し戦術に出ようとしておるのか、ごとき言辭を弄しておるのであります。実にもつてのはかであるといわなければなりません。(拍手)

その後の審議状況を見ますならば、かえつて政府自身が毫も誠意を示さず、審議の引延し策を政府みずからとつておるとしか考えられないのであります。連日の本院並びに委員會に對しまして、ほとんど満足に政府側が出席をしたためしがないのであります。昨日の本院に對しましては、一時半から開會を決定しておる。しかるに、開會せられませんでしたのは四時近くであつたことは、御承知の通りである。なぜ開會がさうに遅れたのであるか。聞くところによりますと、總理以下閣僚が軍事裁判のニュースを聞くために出席しなかつた、かように傳へられておるのであります。今日の本院もまた、かように一時半開會が四時を過ぎてしまつておる。これまた政府側の出席が遅れた結果であります。委員會もまた同様の有様を示しております。昨日の重大な人事委員會に對しましても、政府側ではほとんど出席をしない。そのために審議に入ることが得ずして散會してしまつておる。本日の

(拍手)

かように、政府が審議に何ら誠意を示さず、かような引延しの態度をとる以上は、とうていこの重大議案の審議は満足に進む見込みがないと考えるのであります。こういう状態でこの公務員法改正案の審議が遅れることは、当然政府側の責任であるといわなければならぬのであります。今日の人事委員會に對しましては、民主黨あるいは社会党その他の野党側は全部出席しておる。出なかつたのは民自党だけであつた。(拍手)さうして大臣が出席をしていない。こういう状態でありますから、繰返して申し上げます。が、審議が遅延をいたすのは明らかに政府と與党側の責任であるといわなければならぬ。(拍手)こういう状態が続きますならば、会期内に審議を終ることは全然望みがないといわなければならぬのであります。その責任は政府と與党側で全部負うべきであるといふことを、私は断言してはばからないのであります。(拍手)私は政府に重大な警告を発しますとともに、その反省を求めるのであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

○野老誠者 私は、労働者農民党を代表いたしまして、國家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、吉田総理大臣は御不在のようでありまして、林副総理及び淺井人事委員長に率直に質問を申したいと存じます。

まず最初に、海の彼方アメリカにおきましては、世界の予想を裏切つてトルーマン大統領が再選せられたのであります。キーンン検事をして言わしめれば、このトルーマン大統領の再選のおもなる原因は、労働者、農民、中小商工業者の絶大なる支持によつて勝利を得たのであるといわれております。

そのトルーマン大統領の再選によつて、かの労働者弾圧法といわれているダフト・ハートレー法の廃止は必至である、新聞紙は傳えておるのであります。ひとりアメリカのみでなく、英國においては数年前すでに労働党内閣が誕生し、また隣國中國においては新しき事態が発生しているのであります。

かかる世界的情勢下にあつて、わが日本はどうでありましょうか。社会党内閣去り、民主党内閣また去つて、ここに「不逞のやから」と労働者を呼んだところの吉田内閣が出現して、ここに労働者弾圧法であるところの國家公務員法が改訂せらるるといふ事態を——この客観的な事實を見られて、はたして吉田総理、林副総理は、いかなる感想をもたれるか。昨日の社会革新

党の赤松君に対する答弁によりまして、それは日本の國情が違ひ、アメリカはアメリカ、日本は日本であるといふ答弁でありましたが、世界が先に進むのに、日本のみは何ゆゑにあとにしろぞくのでありましょうか。世界の船はただいま前進しているにかかわらず、日本の船のみが何ゆゑに後退しなればならないのでありましょうか。國民は、その船長が、何ゆゑにわれ／＼は後退しなればならないかという事情をはつきりと具体的に示さないならば、どうしてそれを信頼することができまうか。どうぞ、その点において林副総理の率直なる御意見を承りたいと思ひます。これが第一点であります。

次に第二点として、政令二百一十号の問題であります。この問題は、現内閣には直接に關係はないのであります。が、しかし、現内閣が処置し得られる部面がありますので、私は、その点について質問をしたいのであります。マツカーサー元帥の書簡が命令であるか、勸告であるか、この点について、對日理事會において、シーボルト議長が結論を出しております。また、憲法に違反するかどうかという点について、われ／＼は、あくまでもこれは憲法に違反するものであるという見解をとつております。この点については、委員會において種々論議をすることとしたしまして、ただいま質問したい点は、百歩を譲りまして、こ

れが憲法違反でないということにいたしました。憲法に違反するかしんないのすれ／＼のところを通つておるものと思ふのであります。すなわち、これは正道でなくて横道である、常道でなくて横道であると信するものであります。何ゆゑにかかる横道を選んだかというのを、われ／＼は強く考へてみなければならぬと思ふのであります。常道は、あくまでも國會を召集して、國會において審議せられたる法律によつて決定すべきものであると思ふのであります。内閣がかかり、しかもここに法案が國會に提出されたからには、提出せられたこの機會に、吉田内閣は、ただちに二百一十号の政令を廢止せられて、罪なくしてとらえられておられるところの多くの人々を即時釈放せられる用意があるかどうかという点をお伺ひしたい。これが第二点であります。

第三点は、マツカーサー元帥の書簡の中に明らかに述べてあります通り、一方においては官公労働組合の労働運動に對しての制限を加へるとともに、他方政府においては給與を改善して公務員の生活を保障せよという書簡の内容があるものであります。政府がとるべきところのこの給與の問題につきましては、全官公労働組合においては、七千三百円のベースを要求しております。これは當然な要求であつて、実態生計費を基本にして、確実なる資料によつ

て組まれたところのこの七千三百円ベースに對して、政府はいかなる考へを持つてゐるか。これで正當なる要求であるという考へであるか、それとも、これに對して何らか別途の考へを持つてゐるか、この点についてお伺ひしたいのであります。以上三点、林副総理にお伺ひいたします。

次に、人事委員長に質問をしたいのであります。新聞紙の傳へるところによると、人事委員會においては六千三百七十四案を決定されたのであります。が、この六千三百七十四案が、いかなる實現の可能性を持つてゐるか。先日この議場において、淺井委員長は、今國の公務員法改正の趣旨の一つとして、人事院は政府の支配から脱して獨立性を得られるというのを言明されておられます。その獨立性を得るところの人事院の決定した六千三百七十四案が、もし政府によつていられない際においては、人事委員長はいかなる責任をとられんとするか。この点を人事委員長にお伺ひしたいのであります。

第五点、政府は、口を開きますと、公務員は國家の奉仕者であるという点を強調せられて、公務員の特殊性を極度に強調せられております。しかしながら公務員は、また同時に人間であります。人間としての基本的な人權が、公務員としての特殊な地位よりも、もつと重視されなければならぬと信ずるものであります。憲法第十四條には、

「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と、はつきり規定してゐるわけであり。このようにして、公務員と一般國民との間に、越えることのできないかき置くといふこと、わくをつくるといふこと、これまでも、封建制度への遺もどりであると思ふのであります。徳川時代においては、明らかに士農工商、この四段階があつて、それぞれその階級によつて、違つたところの法律なり、違つたところの禮儀なりが行われておりました。このようにして、公務員に越えるべからざる特權的な地位なり、また特權的な差別を與へることによつて、國家が動脈硬化症を起して、ほんとうの民主主義を阻害するものであると信じておる次第であります。従つて、九十八條にあるところの團體協約權を認めて、完全なる團體交渉權を認める意思ありや。さらに、百二條の政治活動の制限の項を全面的に撤廢する意思ありや。この点を淺井人事委員長に質問いたす次第であります。

（國務大臣林義朗君答覆）

○國務大臣（林義朗君） ただいま野老君からの御質問の私に關係いたしました二つの問題は、幾たびかここにおいて總理大臣が述べられておるところの問題でありますので、重ねて申し上げ

「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と、はつきり規定してゐるわけであり。このようにして、公務員と一般國民との間に、越えることのできないかき置くといふこと、わくをつくるといふこと、これまでも、封建制度への遺もどりであると思ふのであります。徳川時代においては、明らかに士農工商、この四段階があつて、それぞれその階級によつて、違つたところの法律なり、違つたところの禮儀なりが行われておりました。このようにして、公務員に越えるべからざる特權的な地位なり、また特權的な差別を與へることによつて、國家が動脈硬化症を起して、ほんとうの民主主義を阻害するものであると信じておる次第であります。従つて、九十八條にあるところの團體協約權を認めて、完全なる團體交渉權を認める意思ありや。さらに、百二條の政治活動の制限の項を全面的に撤廢する意思ありや。この点を淺井人事委員長に質問いたす次第であります。

「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と、はつきり規定してゐるわけであり。このようにして、公務員と一般國民との間に、越えることのできないかき置くといふこと、わくをつくるといふこと、これまでも、封建制度への遺もどりであると思ふのであります。徳川時代においては、明らかに士農工商、この四段階があつて、それぞれその階級によつて、違つたところの法律なり、違つたところの禮儀なりが行われておりました。このようにして、公務員に越えるべからざる特權的な地位なり、また特權的な差別を與へることによつて、國家が動脈硬化症を起して、ほんとうの民主主義を阻害するものであると信じておる次第であります。従つて、九十八條にあるところの團體協約權を認めて、完全なる團體交渉權を認める意思ありや。さらに、百二條の政治活動の制限の項を全面的に撤廢する意思ありや。この点を淺井人事委員長に質問いたす次第であります。

「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と、はつきり規定してゐるわけであり。このようにして、公務員と一般國民との間に、越えることのできないかき置くといふこと、わくをつくるといふこと、これまでも、封建制度への遺もどりであると思ふのであります。徳川時代においては、明らかに士農工商、この四段階があつて、それぞれその階級によつて、違つたところの法律なり、違つたところの禮儀なりが行われておりました。このようにして、公務員に越えるべからざる特權的な地位なり、また特權的な差別を與へることによつて、國家が動脈硬化症を起して、ほんとうの民主主義を阻害するものであると信じておる次第であります。従つて、九十八條にあるところの團體協約權を認めて、完全なる團體交渉權を認める意思ありや。さらに、百二條の政治活動の制限の項を全面的に撤廢する意思ありや。この点を淺井人事委員長に質問いたす次第であります。

「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」と、はつきり規定してゐるわけであり。このようにして、公務員と一般國民との間に、越えることのできないかき置くといふこと、わくをつくるといふこと、これまでも、封建制度への遺もどりであると思ふのであります。徳川時代においては、明らかに士農工商、この四段階があつて、それぞれその階級によつて、違つたところの法律なり、違つたところの禮儀なりが行われておりました。このようにして、公務員に越えるべからざる特權的な地位なり、また特權的な差別を與へることによつて、國家が動脈硬化症を起して、ほんとうの民主主義を阻害するものであると信じておる次第であります。従つて、九十八條にあるところの團體協約權を認めて、完全なる團體交渉權を認める意思ありや。さらに、百二條の政治活動の制限の項を全面的に撤廢する意思ありや。この点を淺井人事委員長に質問いたす次第であります。

るまでもないと考えますが、外國におけるところの問題などは別個にいたしまして、わが國はわが國としての独自の建前をもつて進むことにおいて何らさしつかえないと考えております。

なお政令二百一十号の問題につきましては、さきに私も、この演壇に立つて御説明申し上げました。きわめて簡単ではありましたが、やはりこれは、さきの内閣より十二分に研究せられ、また吉田内閣においてこれを検討いたしました結果、決して憲法違反にあらずという見解をもつて今日まで進んでおりますので、これがためにいろいろな諸問題が起きて、あるいは犯罪者があつて、釈放するとかどうかという問題が起きては、ただいま、こちらの私の方では何ら考えておりません。さよう御了承を願ひたいと思ひます。(拍手)

〔政府委員淺井清君登壇〕
○政府委員(淺井清君) 御質疑にお答えを申し上げます。

臨時人事委員会は、ただいまお示しのごとく、新しいベースを発表いたしました。このベースにつきましては御説明は、やがて機会をあらためまして御審議を願うような際に、いさし申し上げたいと存じております。

次に、このベースが政府においていられなかつたときに委員長としてどのような態度をとるかとの仰せでございました。しかしながら、委員会の考

えましたところは、何が合理的な給與水準であるかということとございまして、これを財源その他一層廣い視野から考えまして決定いたしますのは内閣の権限であり、また最高のかつ最終的にこれを決定いたしまする権限は、もとより國會にあることは、申すまでもございせん。ただ私は、一つここで確信を持つております。すなわち、この人事委員会の報告書は、数百万人の政府職員の疾苦の聲に満ちておるのでございまして、この報告書に對しまして、國會におかれましては、内閣におかれましては、最大の御考慮を賜わるものと確信いたしております。(拍手)

○野老誠君 その問題について、大蔵大臣より御答弁を伺ひたいと思ひます。
〔國務大臣泉山三六君登壇〕
○國務大臣(泉山三六君) 野老さんのお尋ねにお答え申し上げます。全官公勞の要求であります新ベース七千三百円案につきましては、政府といたしましては、今日の段階において、それは高過ぎると思つております。何となれば、今日各般の情勢、すなわち國家財政並びに國民經濟との調和の点にかんがみまして、これはあまりに高い、かように考えておるのであります。

右、お答え申し上げます。
〔発言する者多し〕
○議長(松岡助治君) 靜肅に願ひます。――相馬助治君。

〔相馬助治君登壇〕
○相馬助治君 まず、内閣総理大臣に對しまして質問いたします。林副総理の返答でけつこうであります。

まず審議期間の問題であります。が、さきにこの問題につきましては諸君が触れて、なお社会革新党の赤松君に對する答弁として、審議期間や修正は國會の自由であると吉田総理が申しましたが、まことにその通りであると思ひます。少しくどのであります。が、第一回の國會におけるところの、すなわち、さきに國家公務員法が通過いたしましたあの審議の過程を私どもがながめてみますと、九月十五日に決算委員会に付託されました本案が、十月十五日にやつと委員會ででき上つて、即日本會議に上程され、討論わずかに十五分、そしてその問題は可決されたのであります。その間を見ましても、公聴会一つ開かれておりません。私は當時第一議員俱樂部を代表して申しました。この法案の内容の問題はともあれ、かかるずさんなる審議過程によつて、かくも重大なる、日本民主化に影響を及ぼす法案を可決せしめることは、何としても受取りがたい。そして、おそらく議員諸君も本案についてよく御承知になつていないのではないかと申すことを申しまして、ものすごく私はやじられたのであります。そのとき私は、私の懸念をも

つてするならば、一年足らずして本案を再び本議會に持ち出すような醜態のないことを祈ると申したのであります。が、この通り一年足らずして、われわれはまた本案の審議にかかつております。従ひまして、何としまして、この問題は十分審議されなければなりません。しかるところ、先ほど社会党の代表からの話がありました通りに、昨日の委員會においても、本日の委員會においても――特に本日の委員會においては、淺井人事委員長が出ただけでありまして、一つも審議されておられません。私がここで尋ねたいと同じ時に、林副総理より明確に承りたいことは、最後のどたんばに來て、また例の通り諸般の事情だから、きやうのうちに仕上げてくれ、というやうなことを申していただきたくないということ

を申し上げて、この辺についての御見解並びに見通しを、とくと承つておきたいと思ひのであります。

私は、現内閣が、いわゆる諸般の事情から、政治進行の面において相當苦しいであらうことを、推測するにやぶさかではありません。そこで、私の申し上げたいことは、政令二百一十号連憲の問題であります。吉田さんは遠慮でないとお申しております。そして、その理由を最高裁判所の見解に求めております。マ書簡が命令ならば、まさに遠慮ではありません。しかし、一方吉田さんは、これを勧告と申している

のでありまして、私は、どちらであるか見当がつかかねるのであります。で、この辺について伺ひすると同時に、こゝういふ答へも一つあらうかと思ひのであります。日本憲法から見れば遠慮だ、しかし、日本の現在置かれてある位置からは、しかたがないのだ、そうなら、そのように正直に承りたい。そして、この際内閣は、國會を通じて、國民諸君にこの点を明確ならしめていただきたいと思ひるのであります。(拍手)

次に、大蔵大臣にお尋ね申し上げます。六千三百七十四案を人事委員會案として發表されますや、政府は受諾しがたいと申し、ただいまも大蔵大臣は、ここで高過ぎると申してあります。しかし何と申しましたも、政府が新給與をここに持ち出す場合には、經濟政策の一環として決定すべきでありましようから、その辺も明確に承ると同時に、ただその場合、財源がないからだめだなどということは、御返事いただかなくても、私はさういふ返事ならば聞かなくてもよろしいのであります。基本的問題として、一体インフレを徹底的にとめようとしているのか、それともまた、前の第一次吉田内閣のときのように、インフレ恐るるに足らずというのが本音なのか、その辺について私はお尋ねをするものであります。

(拍手)財源をどこに求めるかということによつて、新聞の傳えるところによ

りますと、大蔵大臣は、運賃、タバコ
の値上げを考慮するというようなこと
を申して、民自党の諸君から、どえら
くしかられたかに聞きました。が、まさ
にこれは民自党の諸君が賢明でありま
す。そういう意味合いにおきまして、
この辺の見解をとくと承り、運賃、タ
バコの値上げを考慮中であるかどうか
ということをお聞きしたのであります。
す。(拍手)

次に、もしインフレを食い止めるため
に、今の一般会計予算の中から冗費節
約をしてまわしてやるというならば、そ
ういう用意がどこにあるか、すなわ
ち冗費節約の用意があるかどうか、こ
れを聞くのであります。どういたしま
しても、この新給與をいわゆる國家公
務員に與えます場合に、一般勤勞大衆
のふところに直接関係のあるような、
すなわち賃金にすぐにはね返りが來
て、月給は上つたが物價も上つた、飯
が食えないというのでは、てんで問題
にならぬということをつげ加えたい
のであります。

なお、現在新聞において騒がれてお
ります復金融資の問題に対して、これ
を規制し、断固として手を打つところ
の用意があるかどうかということをお
尋ねするのであります。

それから、大蔵大臣に最後に聞き
たいことは、これは野老若も申しま
したが、どうも返答がはつきりしない
ので、重ねてお尋ねします。大蔵省案

としては、現在の物價並びに國家公務
員の置かれてある生活の現実から割出
して、何円くらいが適当と思われる
か。私は何円何十何銭というようなこ
とは要求いたしません。百円単位でけ
つこうです。何円くらいを適当とする
か、数字を示して明確に御答弁を願
いのであります。(拍手)

次に、人事委員長にお尋ねいたしま
す。人事委員会が一方的に、六千三百七
円案を発表されたことにつきまして
は、よほどの自信があつたことと思
うのであります。これは、私の見解をも
つてすれば、一方では公務員は政令に
よつて罷免権を失つてゐる、だから、
人事委員会は今度の法案ができ上ると
人事院になるのであります。すでに
公務員の現実はもう縛られてゐるか
ら、それで人事委員会は、人事院にな
つたようになつてゐる、うんと偉
くなつて、そして独立の権限を持つ
たつもりになつてお出しになつたのか
どうかということをお尋ねしたのであ
ります。(拍手)

また新給與に対しましては、人事委
員長は、その職を賭しても断じて政府
に向つて強く主張するの勇氣ありやい
なやを、お尋ねしたいと思つてあり
ます。(拍手)

〔國務大臣林義昭君登壇〕
○國務大臣(林義昭君) 審議期間につ
きましては、もとより國會の御自由で
あります。しかしながら、その案を通

過せしめられるがためには、できるだ
けの時間を用いるということの方がけ
つこうだと思ひますけれども、われわ
れは、事情などによりまして、あるい
はよんどころなく、そういうことをし
なければならぬ場合というものが過
去にあつたものとするならば、將來に
おいても、ないとは申されませんが、
われわれは、そういうようなことはな
いように努めたいと考えております。

なお委員会などにおきまして、こと
に本日午前中に政府からだれも出てお
らなかつたようなお話であつたよう
でありますけれども、けさほどにおき
ましては、總理、労働大臣、あるいは法
務總裁なども出席をしておつたはずで
あります。その点については御了承を
お願いしたいと思ひます。

なお、政令第二百一十号の違憲の問題
についてであります。これは拒絶す
ることのできない勅告であると私ども
は考へて、決して違憲であるものでは
ないと考へます。

〔だから政令無効だと言ひのだ
よ〕と呼び、その他発言する者あ
り。
○議長(松岡駒吉君) 私語を禁じま
す。

給與ベース六千三百七円は高過ぎると
言つたかどうか、さうすることに承つ
たのであります。先刻私が申し上げ
ましたのは、全官公勞の御要求にかか
るその点についてお答え申し上げた
のであります。ただいまお示しの人
事委員会案につきましては、目下慎重
検討中でございます。

私に對します御質問の第二点は、
本内閣はインフレの進行に對してこれ
を抑止するの、あるいはまたこれを
野放しにするのか、かやうのお尋ねで
あつたのであります。もとより本新給
與ベースの問題に關連しての御質問と
了解いたすのでございます。が、本内
閣におきましては、インフレの抑止に
つきましては、かたき決意を持つてい
るのでございまして、その高進をはか
るものでは断じてないのであります。

官公吏の新給與問題は、これは本來物
價に機込みの賃金とは、その性質にお
きましては異なるのでございしますが、
しかしながら實際問題といつたしまし
て、ややともすれば一般の物價に影響
の甚大なるものあることをも憂へられ
ますので、その新給與ベースを、適切
なところにてこれを定めたい、かやう
なわけで、今日これまた鋭意研究を進
めてゐるのであります。

なお私に對します第三の御質問
は、新給與ベースの予算を組みます上
に、その財源をいたしまして鉄道並び
に通信の料金の引上げをやるかどう

か、さうのお尋ねでございました
が、今日において、さうのことは決
して考へておらないのでございます。
(拍手)

その後の御質問の第四の……
〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願いま
す。

○國務大臣(泉山三六君)(續) 新給與
ベースのその財源におきましては、重
は、他方経費の節約の方面において、
これを多少とも補充する用意ありやい
なや、さうのお尋ねであつたかと思
うのでございます。政府におきまして
は、今日この新給與ベースの少くとも
財政上におきましての重圧過重の点に
強き決意をもつて、これまた目下具体
策を検討中でありまして、
御質問の第五点は、今日大蔵當局と
いたしまして、新給與ベースにつきま
しての……
〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願いま
す。

○國務大臣(泉山三六君)(續) 計数的
の結論が出ておるかどうか、かやうの
ことでございしましたが、これはまだ、
お示し申し上げるような結論を得てお
らないのであります。

以上、五点につきましてお答え申し
上げます。(拍手)
〔政府委員淺井清君登壇〕
○政府委員(淺井清君) 私への御質疑

の第一点は、人事委員会はもはや人事院になつたつもりで給與ベースを發表したかとの仰せでございました。國會でまだ御審議も相済みませんのに、そのようなことをいたすはずは決してございせん。これは、現行の國家公務員法によつて、與えられました権限によつてなし得ることと心得ております。

第二の御質疑といたしまして、この新給與ベースを貫徹する確信ありやとの仰せでございましたが、これは、さいせんからの御質疑にお答え申したのと、少しもかわるところはございせん。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 木村榮君。

〔木村榮君登壇〕

○木村榮君 私は、日本共産党を代表いたしました。公務員法改正案並びにその背景について、二、三の点を質問いたしてみたいと思ひます。

去る七月、時の芦田内閣が公務員法の改正を準備いたしましたから三箇月を経過いたしました。この間において、世界の情勢は一変いたしました。さつきの労働党の代表の方も申しましたように、アメリカの大統領の選挙においては、日本の公務員法改悪のひな型ともいへばタフト・ハートレー法に賛成いたしましたところの議員は、ほとんど全部が落選をいたしました。デューイ候補もまた世界の反動者派の予想を裏切つて落選いたしました。

た。そうして、タフト・ハートレー法の廢止を公約いたしましたトルーマンが、再び大統領に選ばれたに至つております。この点については、革新党の赤松君も指摘いたされたが、吉田総理は、まるで世界の情勢のごときは、閣下する必要はないというふうな御答弁でございました。

かかる情勢のもとにおいて、アメリカのトビン労働局長は、タフト・ハートレー法の撤廃と、クロズド・ショップを内容とするところの新労働法の起草に着手したと報ぜられておりますが、極東委員会においても、日本國內における世論の反対の前に大きく動揺いたしました。新たな観点からこの問題を検討される傾向だと、われわれは承つております。現在までに、わが党の方へ持ち込まれましたこの法案に対する反対署名は、五百万を突破いたしました。これはまさしく、國際的にも、國內的にも、この法案改悪絶対反対の方向をたどつて見えてさしつかえないと、われわれは考へております。

他方、隣邦中國の内戦も重大な轉機に立つてまいりまして、國府軍の瀋州からの撤退、人民解放軍の南京への進撃が傳えられ、情勢は刻々と變化してゐる次第でございします。特に、國際連合第三回總會において採択されんとしている國際人権宣言第二十一條には、

「各人は勤勞の權利、勤勞及び給與の

正当かつ有利な條件及び失業の保護に對する權利を有する、各人はその利益を保護するために自由に労働組合を組織し、それに参加し得る」と述べているが、かかる情勢のもとに公務員法改悪を行はんとすることは、世界の民主主義に逆行し、われわれが待望する諸和會議も遅らせる結果となり、日本の再建と獨立にとつて、きわめて悪い影響を及ぼすものといわねばなりません。私は、日本民主化のために、この改悪法案の撤回を要求する次第でございします。

なお政府は、この法案の提案理由の説明によれば、すべて外力に依存するかのごとく申されておりますが、今私が申し述べましたような國際的な情勢を無視して、いかなる外力に依存されるお考えであるか、この点、林副總理の御答弁を願ひたいと思ひます。

さて、本法案をめぐる法律上の立場よりする多くの問題は、委員會において徹底的に究明することといたしまして、今ここに、その正論の一つを紹介いたします。米國のミネソタ州セントポール市に本社を有しますところのカトリック・ダイジェストの日本版編集長は、同誌の十月号において署名入りの意見を發表いたし、「國會及びその行政委員會たる内閣、その他明らかに指導的、指令的機能を行使する特定の官僚、彼らについては、政府と全然別個のものではない。だが政府職員

の大多數は、統治とはおよそ縁が遠い。その行方仕事は私企業内のそれとかわらず、非政府、一般被用者のそれと同じである。行政各省、郵便局等の事務は、本質的に私的事業体のそれとかわらない。政府に對する影響がほとんどない点では、駅の出札機と映画館の出札機とに差異はない」と述べております。

なお、対日理事會の英國代表バトリック・シヨール氏は、対日理事會において意見を述べ、「一九四五年九月六日付の極東委員會指令の第五節には、ストライキその他の罷業は、占領軍當局が直接占領目的を害すると思はれる場合にのみ禁止されると定めており、一九四六年六月三十日付で總司令部の發表した日本労働團體取扱に關する報告にも、右の極東委員會指令を次のように解釈している。曰く、罷業は占領軍の軍事目的ないし安全に影響を及ぼすおそれのある場合及び占領の目的や必要を直接害する場合にのみ禁止の必要がある云々」と述べている。ただ私の強調したいのは、罷業は他の權利を制限することは、緊急事態においてのみ正当化されるもので、長期立法により人權を制限するにあつては慎重を要するということである。私は労働組合の諸原則に關する極東委員會指令が公務員法と關係しないという議長の見解に不同意を表明せざるを得ない。同一の人物が政府の使用人である

と同時に組合の一員であることは、さしつかえないばかりでなく望ましいことだ。私は政府職員の罷業権を否定するよりは、罷業の必要をなくするような本來の團體交渉手続を確立することが一層重要であり、國家公務員法改正の目的も一つはこの点にあると思ふ。」と申し述べております。

政府は、公務員法改正の名のもとにおいて、國民に奉仕する公務員の權利義務を規定するといひながら、實際には、その内容においては服務規律と混同いたしました。これを強化し、かつての日本の軍隊組織のごときものをつくり上げ、絶対服従の制度を確立して、独占資本の防壁としようとしてゐる。この点は、この法案を検討するならば、きわめてはつきりと判明する次第でございします。たとえば附則第九條第二項のごときにおいては、人事院は、いかなる官職に在任する職員に對しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる、という規定があつて、試験に名をかりて首切り、轉職を強行するしかけになつております。人事院が第四條の性格のもとに、

この法案は、憲法第二十八條を初めとして、憲法の各條章を十五箇所にわたつて侵してあります。各條は

ついでに質問は委員会に譲ることになり、たしまして、私はこの際、この法案の提出者であられる吉田総理その人が憲法違反である点を認めなければならぬといふところの証拠を出したいと思ふ。すなわちこれは、かつて前の内閣のときの総理大臣である吉田さんが序文を著して、法制局が発行いたしました、ここにおいてになる林副総理が発行人になつて出した「新憲法の解説」という本の第三十二ページにおいては、こういうことが言つてある。「明治憲法においても、一定の事項を拾つて國民の自由權利を保障しているが、これらの保障と自由とは、多くの場合法律に定められたる場合を除くほか、または法律によるにあらずしてという限界点があつて、しかも一部の権力者がこの法律に定めてある場合を逆用して、遂には憲法が死文と化するような状態に陥つてしまつたことは、われわれが特に既往十数年間にわたつて身にしみて體驗したところであつた。新憲法においては、法律云々の抜け道はつけてない。憲法みずから直接保障する原則を採用しておるから、その強さにおいても格段の相違がある。」かように申されております。すなわち、憲法第二十八條に定められた基本的人権のごときは絶対侵すことのできない点を明々白々に認めておる次第でございます。この点は、吉田総理はいつ御見解がかわつて、こういう法案提出者になられ

たか、ということを受つてみたいと思ふ。この点では、前の総理大臣であつた芦田均法学博士もまた同様である。当時の「新憲法解説」という本を見ますと、その三十七ページにおいて、大體さき述べましたと同様なことが強調されております。大體、総理大臣になる憲法を侵してしまふということが任務になるらしいのは、まことに驚くべき次第だといわなければなりません。さればこそ、さきに引用したカトリック・デイジエヌストも、またわれわれ議員に参考配付いたしましたこの本の巻頭論文において、同様の意見を強調いたしておりますが、國際世論も一致してわれわれの意見を支持しておる。これは間違いない事実だと思ひます。その一つの現われとして、この法案においては國結権をも禁止されております。この海上保安廳の職員に対して、GHQ當局は、去る七月十四日、同職職員組合結成準備会代表との会見において、アソシエーションの結成を承認し、また團體交渉権についても制限はないといふ旨を答えております。組合代表者と海上保安廳長官官房長西田豊彦氏との間に、七月十四日、確認文書ができておる。

次に、かつて、アメリカは講和條約後無期限に日本にとどまらねばならぬ、あるいは外國商人には所得税はかけないとかの新聞記者会見談を發表しておられる吉田総理に、特に伺いたいのでありますが、公務員法第三條の最後の項並びに第十三條をあわせて読みますと、政府機關はもとより人事院に、法文の通りに述べれば、政府またはその機關と外國人の間に個人的基礎においてなされる勤務の契約、すなわち外國人を置くことが明らかとなつておるが、どの機關に、どのくらい外國人を雇ひになるつもりか、腹案があるならば御發表をいただきたいと考えます。

次に、マニラにおいても明確に述べてあるごとく、まず公務員の待遇改善の問題である。今までのところ、泉山國務大臣の答弁によつてもわかる通り、政府は、この点には何らの誠意を持つていない。諸般の情勢云々ということが一枚看板である。一向要領を得ません。傳へられますところの政府案の五千三百円ベースは、戦前の十二円にしか当たらない。戦前換算で二十六円四銭であつた千八百円ベースの五四％引下げ、こういう計算になつております。これさえも財源がないと、ほおかむりをして、人事委員会が發表いたしました六千三百七円案のごときにしたつては、まるで問題にしていない。これでは、官公廳労働者に対して野垂れ死にせよというのか、食えなくなつたら自然にやめろということだと解釈してさしつかえないと思ひます。これは、まさしくマニラを無視しておるものであつて、こういうことでは、日本の再建はおろか、何もやつて行けない。わが党は、すみやかに全官公廳の要求を入れて、安心して働くことが出来る保障を政府に要求する次第でございます。

財源は幾らでもある。たとえば、わが党の野坂代議士と前の大蔵大臣の北村徳太郎氏との一問一答によつても、本年度の大口脱税は約四千八百億円もある。昨年度分も四千億円以上あつたという話である。要するに政府が、昭和電工事件に見るような大資本家や大やみ業者を援助するような不正をやめて、この点を徹底的にやめて、眞に日本再建、労働者の生活安定を考えるならば、簡単にできることだとわれわれは考へてゐる。この点に対して、泉山大蔵大臣の意見を求めたいと思ひます。

最後に、吉田総理もマニラは勧告であると認められたごとく、これに基く政令二百一号は無効となつてゐる。従つて、この二百一号で檢査された者の即時無罪釋放並びにこのための一切の事件の取消しを強く要求する次第でございます。日本の労働者大衆は、もうこういうふうなごまかしには絶対だまされないとこゝろまで發展いたしました。蕭々日本の民主化運動のために働いてゐるということを特に私は強調いたしまして、私の質問を終る次第でございます。(拍手)

○國務大臣(林護治君) 木村君にお答えいたします。

この改正法案は、起草當時と現在と國際事情が非常に交つてゐる、というやうな問題についてでありましたが、この点につきましては、総理大臣が幾たびかお答えをいたしておりますので、私はここでは省略をいたします。

なお、將來條約の締結に際して、さしあたりはないかというやうな御質問であつたのでありますが、私どもは、これはさしつかえないと考へております。

なおその他の問題につきましては、關係者からお答えをさせることにいたします。

○國務大臣(泉山三六君登壇) 木村君のお尋ねにお答え申し上げます。人事委員会の提案にかかる新給與ベース六千三百七円に對しましては、その御提案の作成に、政府といたしましても相當の苦心の跡を認めますのでございまして、何分にも國家財政の現状は、にわかこれに全面的に受入れがたい実情にございまして、國民負担の増加、また民間産業資金への影響、あるいは物價その他一般經濟施策との関連とも総合勘案いたしまして、慎重に新給與を設定したいと鋭意研究中であること、先般來たび／＼申し上げました通りであります。しかしながら、ただいま御心配の、それのみだりに低きに抑

えるというよりなことではないのでありまして、わが民主自由党におきましてすでに決定されました高率、高賃金の方針は、この内閣におきまして、まさに踏襲いたすのでありまして、御了承願いたいと思っております。

【木村榮君登壇】

○木村榮君 だいたいま私が質問いたしました点に対しては、泉山大蔵大臣の答弁は、まるで食い違つていまして、要領を得ません。従つて、わからなかつたならば、速記録でもお読みになつて、もう一べんここで御答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、前の吉田内閣のときの法制局で作成されました憲法解釈の書物に対して、今度は公務員法に対しては根本的な違つた観点からお出しになつてゐるのは、今までの林閣總理並びに吉田閣總理の御答弁で大体わかつたのです。従つて、今度はまたあらためて憲法解釈が違つたという書籍をお出しになる用意があるかどうか。少くとも責任ある政府ならば、前にはこうであつたが、今度は考えが違つたのだというくらいのものは、法制局からまた御発行になつて、憲法を御解釈なさるのが、國民に対する忠実なる奉公だと私は考えます。その点の御解釈を承りたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 答弁はないやうであります。

○今村忠助君 残余の日程はこれを延

期し、明後十五日定刻より本会議を開くこととし、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 林 謙治君
時代理厚生大臣 林 謙治君

大蔵大臣 泉山 三六君
農林大臣 周東 英雄君

商工大臣 大屋 晋三君
運輸大臣 小澤佐重喜君

通信大臣 降旗 徳弘君
労働大臣 増田甲子七君

建設大臣 益谷 秀次君
國務大臣 井上 知治君

國務大臣 岩本 信行君
國務大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

經濟安定政務次官 神田 博君
臨時人事委員長 淺井 清君

臨時人事委員長 山下 興家君
總理廳事務官 佐藤 朝生君

總理廳事務官 岡部 史郎君
法制長官 佐藤 達夫君

大蔵次官 野田 卯一君
大蔵事務官 河野 一之君

【朗読を省略した報告】

一、昨十二日大池事務局長から小林参議院事務局長宛、本院は衆議院兩院法規委員の委員長及び理事を次の通り選任した旨通知した。

委員長 松澤 兼人君
理事 佐藤 昌三君 高橋 謙一君

一、昨十二日松岡議長は、吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(学校教育局長) 日高第四郎
(文部事務官) 日高第四郎

(学校教育局次長) 日高第四郎
(調査局長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

(官房長) 日高第四郎
(官房長) 日高第四郎

同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十一日承認した野田卯一及び昨十二日承認した日高第四郎外十三名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十二日召集に應じた議員は次の通りである。

大阪府第二区選出 西尾 末廣君

一、昨十二日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

五二 高橋清治郎君

五七 中村 俊夫君

五八 安田 幹太君

六一 八並 達雄君

六三 村瀬 宣親君

六六 志賀健次郎君

六七 菊地 豊君

六八 中島 茂喜君

六九 中垣 國男君

七〇 坂口 主税君

七一 高橋 長治君

七二 生悦住貞太郎君

七七 田島 房邦君

七八 打出 信行君

七九 櫻内 義雄君

八〇 長谷川政友君

八七 青木清左門君

八八 舟崎 由之君

九〇 堀川 恭平君

九一 荒木萬壽夫君

九二 梅林 時雄君

九三 井村、徳二君

九四 小島 徹三君

九七 柳川 定秋君

九八 橋 直治君

九九 金光 義邦君

一〇一 小坂善太郎君

一〇二 田中源三郎君

一〇三 鈴木 強平君

一〇四 吉田 安君

一〇五 頼田 繁芳君

一〇六 一松 定吉君

一〇七 佃 良一君

一〇八 坂東幸太郎君

一〇九 長野 長廣君

一一〇 竹田 儀一君

一一一 木村小左衛門君

一一二 芦田 均君

一一三 米田 吉盛君

一一六 天野 久君

一一七 北浦圭太郎君

一一八 佐伯 宗義君

一一九 橋本 金一君

一二〇 小林 運美君

一二四 園司 安正君

一二七 秋田 大助君

一三〇 大森 玉木君

一三三 小松 勇次君

一三七 細川八十八君

一六九

一七八 北村徳太郎君

二二二 小西 寅松君

三三七 高田 弥市君

四六一 茨城縣第二区選出議員

一、昨十二日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。

文部委員会

理事

久保 猛夫君

水産委員会

理事

外崎千代吉君

一、昨十二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

理事

赤松 勇君

(理事松澤兼人君昨十二日理事辞任につきその補欠)

一、昨十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

稲田 直道君

地方行政委員

福永 一臣君

経済安定委員

村瀬 宣親君

水産委員

田中 豊君

建設委員

大森 玉木君

一、昨十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員

福永 一臣君

地方行政委員

稲田 直道君

経済安定委員

田中 豊君

水産委員

大森 玉木君

建設委員

村瀬 宣親君

一、昨十二日委員長理事互選の結果次の通り当選した。

海外同胞引揚に関する特別委員会

委員長

河野 金昇君

理事

松本 一郎君 若松 虎雄君

川合 彰武君 庄司 彦男君

喜多橋治郎君 高橋 長治君

平工 喜市君

災害地対策特別委員会

委員長

椎熊 三郎君

理事

小平 久雄君

原 幸吉君

鈴木 雄二君

成瀬喜五郎君

志賀健次郎君

鈴木 彌平君

坪井 龜藏君

加藤吉太夫君

一、昨十二日衆議院兩院法規委員長及び理事互選の結果次の通り当選した。

衆議院兩院法規委員

委員長

松澤 兼人君

理事

佐藤 昌三君

高橋 誠一君

一、昨十二日議員から提出した議案は次の通りである。

政府職員の新給與に関する決議案

(赤松勇君外八名提出)

一、昨十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

工業所有権戦時法の一部を改正する法律案

一、昨十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

政府職員の新給與に関する決議案

赤松勇君外八名

一、昨十二日委員会に付託された議案

は次の通りである。

工業所有権戦時法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

商事委員会 付託

一、常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、昨十二日いずれもこれを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 弁護士法に關する事項

二、調査の目的 弁護士法を改正する法律案起草のため

三、調査の方法 關係方面よりの意見聴取、資料要求等

四、調査の期間 本会期中

右により國政に關する調査をしたいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十三年十一月十一日

法務委員長 高橋 英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項 教育制度及びこれに關連する諸問題

二、調査の目的

1、大學設置に關する調査

2、教育委員会法の実施に關し各般の調査

三、調査の方法 關係各方面より意見聴取、小委員会設置及び実地調査

四、調査の期間 本会期中

右により國政に關する調査をしたい

から衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十三年十一月十二日

文部委員長 圓谷 光衛

衆議院議長松岡駒吉殿